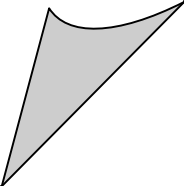


東京都北区議会

平成 24 年第 1 回定例会で可決した意見書

- ・ 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書
 - ・ 都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書
 - ・ ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書
 - ・ 高齢者虐待防止対策の強化を求める意見書
 - ・ 自転車走行の環境整備を求める意見書
 - ・ 父子家庭支援策の拡充を求める意見書
- 

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

今、国民のこころの健康問題が深刻な事態となっている。厚生労働省の「患者調査」によると二〇〇八年の精神科受診者は三百二十三万人で、これは国民の四十人に一人である。この人数は糖尿病二百三十七万人、がん百五十二万人など主要疾患を上回る患者数である。

また、自殺は十四年連続三万人を超えている。自殺の多くの背景には精神疾患があり、それ以外にも引きこもり、虐待、依存症などの社会問題の背景にも精神疾患があることが指摘されている。

このような中で厚生労働省は二〇一一年七月に今までの四疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に、新たに精神疾患を加えて「五疾病」とし、精神疾患を医療政策の重点疾患へと位置付けを転換した。

しかし、精神科病院の収入や職員の配置基準は一般病院に比べ低い水準であり、精神保健医療体制は確立されていない。

そこで当事者や家族、サービス提供者、研究者等が中心となり発足させた「こころの健康政策構想会議」は「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を実現し、日本の精神保健医療のあり方を総合的に改革することを求めている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、精神保健医療が「五疾病」・重点疾患にふさわしい精神保健医療体制、時代の変化に的確に対応できる体制を確立するため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年三月二十六日

東京都北区議会議員 小池 たくみ

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	平田 健二 殿
内閣総理大臣	野田 佳彦 殿
法務大臣	小川 敏夫 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋子 殿

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、
居住者の居住の安定を求める意見書

野田内閣は二〇一二年一月二十日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定した。都市再生機構について「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を内閣府に設置する有識者による検討の場で検討し、本年度中に方向性についての結論を得る。さらに会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成二十四年夏までに結論を得るとしている。

「見直しの基本方針」にある賃貸住宅事業の「全額政府出資の特殊会社化」は住宅の民営化に踏み出すことであり、居住者の暮らしに影響を及ぼすことになる。

居住者の実態は、全国公団住宅自治会協議会が二〇一一年九月に実施したアンケート調査によれば、高齢化と低所得化の進行が顕著に表れている。

北区にある豊島五丁目団地、赤羽台団地、王子五丁目団地では、居住者の多くは公団賃貸住宅に長く住み続けたいと願っている。

よって、本区議会は政府に対し、都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を確保するため、左記事項の実施を求めるものである。

記

一、都市再生機構賃貸住宅は、公共住宅として防災計画やまちづくり積極的に役割を担っており、今後とも、政府が関与する公共住宅として継続すること。

二、都市再生機構賃貸住宅居住者の高齢化と低収入化が急速に進む一方で、子育て世帯にとっても貴重な公共住宅となっている実態と、都市再生機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていることを十分考慮し、政府はこれまでの国会附帯決議等を踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年三月二十六日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣

野田 佳彦 殿

国土交通大臣

前田 武志 殿

内閣府行政刷新担当大臣

岡田 克也 殿

ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書

急性灰白髄炎、いわゆるポリオはポリオウイルス感染により引き起こされる急性ウイルス感染症である。

我が国を含む三十七カ国で構成するWHOの西太平洋地域では、二〇〇〇年に「ポリオ根絶宣言」が出されているが、世界的には東南アジアやアフリカにおいて、今でも野生株ポリオウイルスの流行が続いており、ポリオワクチンの接種率を高く保つことは極めて重要である。

多くの先進国では、WHOの警告に基づき、「経口生ワクチン」(OPV)から「ポリオ不活化ワクチン」(IPV)への切り替えが進んでおり、周辺国の韓国や中国でも導入され、これまで数億人以上が接種しているが重篤な副反応は発生していない。

このため、国ではIPVの導入は決めているものの、導入時期は来年の四月とかなり先のため、国内の一部医療機関では独自に輸入したIPVの予防接種に希望者が殺到している。

しかし、IPVは未承認のため万が一健康被害が生じた場合、国の補償はなく、またOPVは公費接種なのに対して、IPVは計二万円程度を自己負担しなければならぬ。

こうした中、昨年末に神奈川県では独自に輸入したIPVによる、補償付きの予防接種事業を開始し、国内製薬メーカーも厚生省へようやくIPVの承認申請を行った。

よって、本区議会は政府に対し、「ポリオ不活化ワクチン」(IPV)を早急に導入することを強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年三月二十六日

東京都北区議会議員 小池 たくみ

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

高齢者虐待防止対策の強化を求める意見書

平成十八年に高齢者虐待防止法が施行されたが、世界に類のないスピードで高齢化が進む我が国では、家庭や施設内での高齢者虐待が深刻化している。

昨年度の虐待件数は一万六千件を超え、相談・通報件数も前年より増え、二万五千件を突破するなど、調査開始以来、四年連続で過去最多を記録した。

相談・通報が増加している理由は、虐待防止の意識が社会に浸透しつつある表れでもあるが、これまで高齢者への虐待は表面化しづらく、家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、まだまだ児童虐待防止に比較すると潜在的なケースが多く、法整備などの対策が遅れているのが現状である。

この高齢者虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の財産問題や日常的な暴言による人間関係なども含まれ、介護する家族を含めた制度的、精神的ケアが不可欠であり、特に虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向が強いことや虐待を自覚していないケースも多く、発覚した時には手遅れで、介護疲れによる殺人や心中という結果になっていることは深刻な問題である。

よって、本区議会は政府に対し、高齢者虐待防止対策の強化を図るために左記事項を要望する。

記

一、高齢者虐待防止及び虐待を受けた高齢者の保護、または財産などへの被害防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知をより一層講ずるとともに、この制度が広く利用されるよう努めること。

一、介護者への負担を軽減するための支援策の一層の拡充に資すること。

一、介護施設や病院など高齢福祉事業に携わる全ての職員に、高齢者虐待防止法の改正により、虐待の早期発見、未然防止のため区市町村に届け出ることを義務化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年三月二十六日

東京都北区議会議員 小池 たくみ

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

自転車走行の環境整備を求める意見書

社団法人自転車協会の国内市場動向調査によると全国の自転車保有台数は六千九百十万台にのぼり、都内ではこの十年間で二百万台以上増え、それに伴い自転車による交通事故も増加している。

警察庁によれば自転車が歩行者にぶつかる事故は、ここ数年、年間三千件近く発生し、交通事故全体が減少傾向にある中、自転車と歩行者の事故は殆ど減少していない。

そこで昨年の十月、警察庁では自転車の車道走行の徹底を柱とする自転車総合対策を打ち出し、全国の警察本部に取り締まりの強化を指示したが誰もが安心して車道を走る環境ではなく、歩道走行については様々な課題もあり、全国各地では独自の自転車走行ルールを定めるなど地域の実情に応じた様々な取り組みが相次いでいる。

よって、本区議会は政府及び東京都に対し、自転車の交通安全を確保する法改正を含めた環境整備や財源措置を講じ、安全で快適な「自転車で走りやすいまちづくり」を実現するため左記事項を要望する。

記

- 一、自転車事故の多い交差点は、二段停止線や自転車専用信号の設置など構造を改善すること。
- 一、自転車のスペースを確保し、安全・安心の走行ができるように自転車専用レーンの整備を推進すること。
- 一、マナーとモラルの向上も含め、地域での交通安全教育を推進する「自転車マスタープラン」を策定し、自転車保険は任意から強制加入とするよう交通基本法に明文化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年三月二十六日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣	野田 佳彦
国土交通大臣	前田 武志
国家公安委員会委員長	松原 仁
東京都知事	石原 慎太郎

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

近年、「母子家庭」や「父子家庭」などのいわゆる「ひとり親家庭」が増加しており、特に東日本大震災の被災地においては数多く見受けられる。

これらの家庭では子どもの養育を担いながら一人で生計の維持も担っており、被災地では震災復興の遅れから、また全国的には現在のデフレ不況による雇用情勢の急速な悪化などから「ひとり親家庭」を取り巻く環境はますます厳しさの度を増している。

とりわけ全国で十七万世帯と推計される「父子家庭」の生活は「母子家庭」と同様に必然的に育児や家事など子どもの養育が中心とならざるをえず、結果として残業や休日出勤などが制限され、低収入の家庭が非常に多い。

このため、一昨年の八月より児童扶養手当法の改正により、「母子家庭」の母を支給対象としていた児童扶養手当が「父子家庭」の父にも支給されるようになったが、「母子家庭」と比較すると、依然として生活扶助や就労、教育支援など行政による様々な支援の内容には大きな差が存在している。

子どもを主体に考えた場合、ひとり親が父親か母親に関わらず、全ての「ひとり親家庭」を分け隔てなく対象とするべきであり、今後各家庭の状況に応じた、きめ細やかな総合的な対策を講じていくことが求められる。

よって、本区議会は政府に対し、「母子家庭」を対象に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするように改善することを強く要望する。
右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年三月二十六日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣

野田 佳彦 殿

総務大臣

川端 達夫 殿

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

内閣府男女共同参画担当大臣

中川 正春 殿